

教えて! 共済さん

医療と年金の保険料はどう決まるの?

これがキホン! 保険料の決まり方

- ① 毎年、「4月・5月・6月」の給料の平均額を46(年金は31)に区分された等級表にあてはめる。
- ② 等級ごとに決まっている額を給料の平均額【標準報酬月額】とする。
- ③ 標準報酬月額に、決められた率をかける。

詳しくは下記を見てね!

毎日の保険料は、基本的に「4月・5月・6月」の給料等をベースにして決められ、9月分の給与から適用されます!

あー! 保険料が高くなってる～
昇進したわけじゃないのに…

なんで～?

そうだね、共済さん!
奥さんをお願いしてみるよ!

お小遣いも毎年決定するよう
交渉してみては?

そうです!
9月に、みなさんへ
定時決定の「**通知書**」が
送られていますので、
確認してみてください!

～
知らなかった～。

そんなに
甘くないあよ!

そういえば、
この前通知書が
送られてきてた気が
するあ…

定時決定の方法

4月の報酬	5月の報酬	6月の報酬
基本給(給料月額) + 諸手当 (時間外勤務手当、扶養手当等)	基本給(給料月額) + 諸手当 (時間外勤務手当、扶養手当等)	基本給(給料月額) + 諸手当 (時間外勤務手当、扶養手当等)
合計335,000円	合計318,500円	合計320,000円

4月・5月・6月の報酬の平均額 **324,500円**

標準報酬等級表にあてはめる

標準報酬			【標準報酬等級表(抜粋)】		
等級	月額	報酬月額			
短期給付	長期給付	円	円以上	円未満	
厚生年金	退職年金給付				
18	19	18	300,000	290,000	～ 310,000
19	20	19	320,000	310,000	～ 330,000
20	21	20	340,000	330,000	～ 350,000

保険料等の算定基礎となる**標準報酬月額**(9月から適用)

その他、こんなとき保険料が変わります!

- 昇給などで給料が大幅に変わったとき(随時改定)
- 育児休業などが終わったとき(育児休業等終了時改定)
- 産前産後休業が終わったとき(産前産後休業終了時改定)
- 4月・5月・6月の報酬が、その他の月と比べて著しく異なるとき(保険者算定)※要申出

Q. ボーナス(期末手当)にかかる 保険料はどう決まるの?

A. ボーナスにかかる保険料は、
ボーナス額(1,000円未満切捨て)に
保険料率をかけて決定されます。

